

佐賀県医療センター好生館 眼科顕微鏡システム導入業務仕様書

項目番号	要件	
1		眼科顕微鏡システム_1式について、下記要件を満たすこと。
1	1	眼科手術用顕微鏡について、以下の要件を満たすこと。
1	1	1 顕微鏡の心臓部である光学系には、色収差を取り除いた、色再現性の特に優れたアポクロマトレンズを採用していること。
1	1	2 ズーム比は1：6以上の電動式ズームシステム機能を有すること。
1	1	3 光源は顕微鏡本体に導入するライトガイド方式を採用していること。
1	1	4 適切な眼底からの赤色反射（徹照）が得られるステレオ同軸照明（SCIレッドレフレックス照明）を採用していること。
1	1	5 術野の観察深度が倍率に応じて変更できる機能を有していること。
1	1	6 微細な前後左右の移動を容易とするため、XY電動式カップリング機能を有すること。
1	1	7 術者に対して同軸・立体視が可能であり、術者と連動または非連動で観察視野が得られる機構を有していること。
1	1	8 倒像を正像に変換する電動インバータ機能を有すること。
1	1	9 顕微鏡のセッティング移動がスムーズに行え確実に固定できる電磁ロックシステムを有すること。
1	1	10 手動・電動に関わらず、即座に電球交換する機構を有すること。
1	1	11 フットスイッチにて照明調光変更機能を有すること。
1	1	12 術者に合わせたXY、ズーム、フォーカスのスピード調整機能を有すること。
1	1	13 術式および術者に合わせた複数の顕微鏡設定ユーザー登録機能を有すること。
1	1	14 術式および術者に合わせ、フットスイッチへの機能割り当てプログラムを有すること。
1	1	15 ワイヤレス式のフットスイッチを有すること。
1	1	16 レンズマウントは、Cマウント形式を有すること。
1	1	17 光学絞りを電動で自動調光機能を有すること。
1	1	18 フォーカスリモコンからカメラ映像のフォーカスを合わせる補正機能を有すること。
1	1	19 撮像素子は、1/3型CMOSセンサ×3を有すること。
1	1	20 解像度は水平1000本以上を有すること。
1	1	21 感度は2000 l x F17以上、S/N58 dB以上を有すること。
1	1	22 出力信号は、4K(3840×2160)×1系統、HD-SDI(1920×1080)×2系統、DVI(1920×1080)×1系統、コンポジット(VBS)×1系統、S-VIDEO×1系統を有すること。
1	2	自動視野計について、以下の要件を満たすこと。
1	2	1 各種疾患に対応した検査プログラム選択機能を有すること。
1	2	2 患者に合わせた任意の検査点を作成できるカスタムテストを有すること。
1	2	3 検査結果を本体ハードディスクに記憶可能であること。
1	2	4 ハードディスクの内容を外部保存媒体に記憶可能であること。
1	2	5 緑内障早期発見のための色視野検査blue on yellowを有すること。
1	2	6 緑内障性視野欠損の進行の有無を判別するソフトを標準で有すること。
1	2	7 視覚障害者等級判定のための動的視野検査項目を有すること。
1	2	8 矯正レンズ度数の自動計算、自動補正する機能を有すること。
1	2	9 患者の体軀に合わせてテーブルの上下が電動で調節可能であること。
1	2	10 車椅子患者がそのまま利用できる設計を採用していること。
1	2	11 検査結果は印刷可能であること。
1	2	12 プリンタは自動視野計本体とUSBケーブルにて接続が可能であること。
1	3	光学式眼内寸法測定装置について、以下の要件を満たすこと。
1	3	1 光源にSWEPT Source OCTを用いていること。
1	3	2 非接触眼軸長測定機能を有すること。
1	3	3 有水晶体眼以外の眼軸長測定が可能であること。
1	3	4 装置内で、眼軸長測定、角膜曲率半径及び前房深度、角膜径測定、瞳孔径、水晶体厚、中心角膜厚が計測可能であること。
1	3	5 眼内レンズ度数計算式としてHaigis-L式を有すること。
1	3	6 眼内レンズ度数計算式としてHaigis-T式を有すること。
1	4	その他

項目番号			要件
1	4	1	上記仕様を満たす参考機種として、カールツァイスメディテック（株）Lumera700・HFAⅢ860・IOLマスター700を挙げる。
2			その他
2	1	1	平成30年3月31日までに、本仕様書に掲げるシステムについて、納品を確実に完了すること。
2	1	2	システムの設置調整費用は、今回の調達範囲に含むこと。（一次側設備[電気・空調・給排水等]の費用は含まない。）
2	1	3	設置調整にあたっては、当館スタッフとの協議の上、その指示によること。また、搬入の際には納入業者が立会うこととし、施設に損傷を与えないよう注意を払うように努め、必要がある場合、搬入経路に養生等を施すこと。（万が一、当館の建物及び設備等に損傷を与えた場合、納入業者の責任において現状復旧すること。）
2	1	4	本導入に関する契約の締結後、本仕様書に掲げるシステムのバージョンアップ等があった場合は、契約額を変更することなく、最新のバージョンのものを契約期間内に確実に納品すること。
2	1	5	操作マニュアルは、日本語版を当館が必要とする部数提供すること。
2	1	6	取扱説明に関する教育訓練は、当館が指定する日時・場所で実施すること。また、納入後1年間は、必要に応じ、電話・現場立会いにより教育訓練を実施することとし、その経費については無償とすること。